

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、横浜保育室  
認可外保育施設、病児保育事業受託医療機関 設置者・園長・施設長各位

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

令和 2 年度新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金について（事前のお知らせ）

日頃より、本市の保育・教育行政に御協力いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の対策にあたり、保育・教育現場において多大なる御尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

令和元年度に引き続き、令和 2 年度も「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金」を交付することとなりましたのでお知らせいたします。令和 2 年度の補助金は 2 種類あり、それぞれ対象経費、対象期間、申請先、手続き方法等が異なります。

各施設におかれましては、既に購入された経費の書類整理等を進めていただき、後日、速やかに申請手続きができるように御準備くださいますようお願いいたします。

1 補助金の概要について

	2 年度分	元年度分(参考)	2 年度追加分
対象経費	(1)感染防止に資する衛生用品や備品購入費・事業所の消毒等の経費		(1)感染防止に資する衛生用品や備品購入費・事業所の消毒等の経費  (2) <u>職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費【新】</u>
上限額	<u>元年度分と 2 年度分合わせて 50 万円／施設</u>		50 万円／施設・事業（※）
補助対象期間	令和 2 年 4 月 1 日 ～ <u>12 月 31 日（予定）</u>	令和 2 年 1 月 16 日 ～ 3 月 31 日	令和 2 年 4 月 1 日 ～ <u>令和 3 年 3 月 31 日（予定）</u>
申請時期	令和 2 年 9 月（予定）	令和 2 年 3 月	令和 2 年 10 月（予定）

※ここでいう「対象施設・事業」とは、次のものを指します。

施設：保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）、横浜保育室

事業：病児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業

（上限額については、3（2）参照）

## 2 補助金の対象経費について

### (1) 感染防止に資する衛生用品や備品購入費・事業所の消毒等の経費

#### 【2年度分及び2年度追加分対象】

マスクや消毒液等の消耗品、空気清浄機等の備品等の購入や施設の消毒等の経費などを対象とします。また、新しい生活様式への対応や第2波、第3波対策として必要な物品の購入経費も可とします。(例：感染予防のための玩具や絵本の追加購入費など)

### (2) 職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費

#### 【2年度追加分のみ対象】

ア 感染症対策のための研修の受講費

イ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規定等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

ウ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援（例：マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、タオル、ハンドクリームなど）

## 3 補助金の上限額について

### (1) 「2年度分」

一施設あたり令和元年度分の補助金と合わせて50万円が補助金の上限です。

令和元年度分の補助金交付額(補助金額の確定額)が50万円に満たない施設は、50万円から令和元年度分の補助金交付額(補助金額の確定額)を除いた額を交付申請することができます。令和元年度に上限額50万円の補助金の交付(補助金額の確定)を受けている施設は、申請対象外です。

例1 令和元年度分として上限額50万円の補助金額の交付(補助金額の確定)を受けた施設  
→ 令和2年度分は申請できません。

例2 令和元年度分として30万円の補助金額の交付(補助金額の確定)を受けた施設  
→ 令和2年度分は20万円まで補助金額の申請ができます。

例3 令和元年度分の補助金の申請をしていない場合  
→ 令和2年度分は上限額50万円まで申請できます。

### (2) 「2年度追加分」

一か所等あたり50万円を上限として、補助金の交付申請をすることができます。

例えば、延長保育事業を実施している保育所の場合は、「保育所」と「延長保育事業」でそれぞれ上限額50万円ずつ、最大100万円の補助金の交付申請が可能となる見込みです。

なお、「2年度追加分」の補助申請に係る具体的な取扱い（施設ごとの対象事業の具体的な要件、申請方法など）については、厚生労働省や神奈川県から示される事業内容の詳細を踏まえる

必要があり、現在調整中です。決まり次第、別途御案内します。(10月頃を予定)

#### 4 申請手続きについて

「2年度分」と「2年度追加分」それぞれ申請手続きが必要です。

手続きの詳細については、別途御案内しますので、必ず御確認のうえ、申請してください。

なお、同一の対象経費を「2年度分」と「2年度追加分」両方に計上することや他の補助金と重複して計上することはできません。また、「2年度分」と「2年度追加分」を合算して申請することはできません。

#### 5 その他（留意事項）

- (1) 元年度分については、補助対象期間が短かったため適用除外の取り扱いとしていましたが、横浜市補助金等の交付に関する規則に基づき、物品の購入・業務委託等を行う場合、原則として1件（1契約）あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、市内事業者による入札または見積徴収が必要です。（市内に受注業者がない等合理的な理由がある場合を除く。）
- (2) 申請手続き方法や今後のスケジュール等の詳細についての御案内は、「令和2年度分」については8月下旬頃、「令和2年度追加分」については10月頃を予定しています。詳細に関するお問い合わせについては、御案内までお待ちいただくようお願いいたします。

担当：こども青少年局保育・教育運営課

「元年度分」及び「2年度分」に関すること 045-671-3564

「2年度追加分」に関すること 045-671-2400